

滋賀県レイカディア大学同窓会ホームページ運用管理規約

第1条 本規約は、滋賀県レイカディア大学同窓会（以下、同窓会）が運用する、ホームページ（以下、HP）上での情報発信の在り方を示すものであり、同窓会会員およびHP内に掲載される全ての関係者の人権を尊重し、且つ安全で効果的な情報発信に努める上で、必要な事項を定める。

第2条 同窓会HPの目的

滋賀県レイカディア大学（以下、大学）の卒業生、在校生、大学関係者および社会一般に向けて、タイムリーに同窓会活動を公開することにより、同窓会の「活性化・支部間交流・魅力向上」を図り、以て大学および同窓会知名度を高めるための有効な実践ツールとなることを目的とする。

第3条 HP運用組織と職務分掌

- 1 運用総責任者（HP掲載に関する責任を負う）・・・・・・・・・・同窓会会長
- 2 運用組織の長（運用基本方針の決定等を行う）・・・・・・・・・・広報情報部会長
- 3 運用管理責任者（HPの維持管理、掲載作業を担当する）・・・HP管理班長（本部役員に準ずる）
- 4 運用管理責任者の補佐（HP管理班長を補佐する）・・・・・・・・・・HP管理副班長
- 5 各支部の運用責任者（支部のHP掲載に関する責任）・・・・・・・・・・各支部支部長
- 6 各支部の管理責任者（支部ページの掲載管理を担当）・・・・・・・・・・各支部HP担当者
- 7 運用担当者の業務
 - ① HP管理班長は以下の業務を行う。
 - ・サーバー会社、ドメイン会社との契約手続き
 - ・サーバーの基本運営、フォルダー管理、コンテンツ維持
 - ・HP全体の管理、デザイン
 - ・支部HP担当者へのHPの作り方説明、指導、講習など
 - ・本部関係の情報更新

（會報、総会、本部主催イベント、大学各種情報など担当部門からの要請に基づいて更新）

 - ・支部からの要望による情報更新支援 等
- ② HP管理副班長は班長を補佐し、業務の円滑な運営に努める。
- ③ 各支部HP担当者は以下の業務を行う。
 - ・当該支部内の情報更新（支部だより、総会、イベント、会員情報など）

第4条 HP管理運営体制

- ① HP管理を円滑に事故なく運営するためには複数の者が更新できることが望ましい。
- ② F T Pアカウントは支部単位にサブF T Pアカウントを設け、誤って他の支部を更新することのないよう、安全性を確保する。
- ③ 本部HPはHP管理班長が管理し、副班長がフォローする。但し副班長が不在の時は前HP管理班長がフォローし、班長に事故ある時は前任者が担当する。

- ④ 支部においては副担当を設けることができる。副担当不在の場合は前任者が副担当を務めることができる。副担当を設けることができない場合はHP管理班長または副班長がフォローする。

第5条 HP 管理担当交代時の管理

- ① HP 管理担当が交代する場合には新旧担当者が交代時期までに更新操作を含めて引継ぎを終えること。
- ② 引継ぎ後速やかに FTP アカウントのパスワードを変更して不正使用を防止する。
- ③ 各支部のパスワード変更は HP 管理班長に変更を依頼し、HP 管理班長は変更後のパスワードを依頼者に連絡する。

第6条 HP の情報更新対応

- 1 HP 担当者は同窓会と地域社会をつなぐ窓口として情報発信に努める
- ・誰に向けて、何のために、どのような情報を、どの程度公開すべきかについて常時留意する。
 - ・不正確な情報を掲載することのないよう留意する。
- 2 原則としてHP 担当者は同窓会各組織の長からメールや媒体で掲載要請を受けて情報更新する。
- 3 個人情報の保護
- ① HP に情報を掲載する場合は、人権尊重、個人情報、著作権等の知的所有権の保護等に十分注意する。
- ② 会員の氏名、住所、電話番号、生年月日など個人情報は基本的には公開しない。
- ③ 会員の情報、肖像等をHP 上で公開する場合は、会員及び家族等の同意を得た上で行う。
尚、氏名の表示について必要がある場合は、会員及び家族等の同意を得た上とし、原則として姓を用い名は使わない。
- 4 同窓会の運営上、同窓会が公開を保留している情報の扱いについて
- ・一般に公開すべきでない情報と考えられる内容については、HP では掲載しない。
- 但し、同窓会組織から掲載を要請された場合はこの限りではない。また、掲載する場合は必ず事前に同窓会側に内容の承認をとって、許可されてから載せること。
- 5 HP 更新の報告
- ① 定例的なHP 更新は、更新者は速やか（概ね 1 日以内）に更新内容を、下記の関係者にメール等で報告し了解を得る。
- ・ 本部のHP 更新の場合：HP 管理班長から運用責任者（会長）、依頼担当の長へ
 - ・ 支部のHP 更新の場合：HP 管理担当から運用責任者（支部長）、依頼担当の長へ
- ② 掲載について事前承認が必要なもの及び判断に迷う場合は運用責任者（本部は同窓会会長、支部は支部長）の承認を得たうえで、掲載するものとする。
- ③ メール等受信者は、当該箇所を閲覧し問題があれば直ちに提起し、関係者間で協議して修正するなど、記事の扱いについて適正な措置を講ずる。
- ④ 本部や各支部が更新した場合、HP 管理班長から三役および各支部長に更新情報を通知する。

6 更新内容の訂正および削除

- ・記事内の本人もしくは本人の関係者から、更新内容の訂正や取り消しを求められた場合、速やかに対応する。
- ・同窓会組織や会員、その他関係組織・団体等から、掲載内容について指摘を受けた場合は、速やかに関係者間で協議して適切な措置を講ずる。

第7条 本規約の改廃は、同窓会本部役員（常任理事・理事会、HP管理班長）の出席者の過半数でもって行い、可否同数の時は議長の決するところによる。

附 則

本規約は平成27年3月27日より施行する。

令和2年6月15日 改訂 8月8日施行

レイカディア大学同窓会